

令和3年第4回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年4月6日(火)
午前10時00分開会 午前11時30分閉会
2. 場 所 さいき文化ホール 1階 多目的ホール
3. 出席委員(農業委員13名)

1番 中田 安義	2番 木浦 紀幸	4番 中山 誠治
5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾	7番 宮本 孝博
8番 梶原 安行	9番 是佐	10番 山田 政則
11番 河井 孝之	12番 岩木 國明	13番 沖村 弓枝
14番 河野 義刀		
- (推進委員12名)

登 宏太郎	岩本 博志	吉田 雅子	岡村 昭男
黒田 球貴	堀田 良昭	清水 透	三田 邦男
小西 礼子	安井 多佳子	松井 祥壮	倉本 良夫
4. 欠席委員(1名)
3番 神鳥 正貴
5. 議事録署名委員
5番 岡 真由美 6番 古川 憲吾
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	河内 光也
係 長	比良 大助
主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所) 主任専門員	西田 昭子
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主任主事	平岡 滋
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第 13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権貸借)
 - (2) 議案第 14号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第 15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第 16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
《報告事項》
 - (1) 報告第 1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の

- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理処分
取消の専決処理について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- (4) 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 3 年第 4 回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、出席委員 13 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、5 番の岡委員さん、6 番の古川委員さんのご両名をお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 21、22 番については、議席番号 1 番の中田委員が関係する案件のため、先に 18 番から 20、23 から 33 番を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号 18 番から 20 番、23 番から 33 番について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページから 8 ページに内訳、位置図は 1 ページから 12 ページになります。 番号 18 番から 20 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 18 番、19 番、20 番、農地の所在地は、浅原字枇杷ヶ原・本郷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 3 筆の 4,931 平方メートルで、利用目的は田及び畑で

す。期間は番号18番、19番は公告日から令和13年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うもので、番号20番は公告日から令和4年7月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号23番、農地の所在地は、吉和字花原貝野平、登記地目は田、関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,020平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和8年4月30日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号24番、25番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

番号24番、25番、農地の所在地は、浅原字西ヶ迫・東ヶ迫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は7筆の6,756平方メートルで、利用目的は田及び畑です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に番号26番、農地の所在地は、津田字東河本、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の571平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和8年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に番号27番、農地の所在地は、津田字上小原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の1,233平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和13年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に番号28番から30番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

番号28番、29番、30番、農地の所在地は、玖島字景浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の4,430平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和12年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号31番、農地の所在地は、玖島字檜原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の997平方メートルで利用目的は畑です。期間は公告日から令和8年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に番号32番、農地の所在地は、原字長野、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の659平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和8年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号33番、農地の所在地は、津田字諏訪、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は7筆の3,091平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和6年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

	<p>以上で、議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号18番から20番、23番から33番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお願いしますが、16件、利用権設定が多くありますが、まず14件分を、18番、19番、20番を安井委員さん、23番を岡委員さん、24、25を古川委員さん、26、27は松井委員さん、28、29、30、31、岩木委員さん、32、岡村委員さん、33番、木浦委員さん、順次説明をお願いいたします。</p>
安井推進委員	<p>推進委員の安井です。番号18、19、20につきまして、利用権の設定を受ける者が同じであるため、一括してご報告いたします。3月17日に古川委員と事務局2名とで現地の確認を行いました。番号18、19ともに、位置図は1ページとなります。図を見ていただきますと、現地は小瀬川が大きくカーブした場所であり、その西手に農地が開けており、周りには人家など全くなく、人里離れたところです。18番の〇〇さん、19番の〇〇さん、ともに広島市内にお住まいであり、これまでも他の方に耕作を依頼しておられましたが、このたび〇〇さんが受けられることとなりました。次に20番ですが、位置図は2ページとなります。現地は、国道186号線沿いにあり、近くには〇〇ゆかりの〇〇があり、民家も点在する場所です。借手である〇〇さんは、これまでも他の方に耕作を依頼されておりましたが、このたび近所で規模拡大を進められている〇〇さんに依頼されることとなったものです。地域の中核農業者として耕作放棄地となりかねない農地を集積しながら規模拡大を実行される〇〇さんは、地域としても大変期待ができる若いリーダー的な存在です。以上3件の事案は、ともに問題はないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続いて、岡さん。</p>
5番委員	<p>5番の岡です。23番について、ご報告いたします。現地には3月25日に行っております。事務局と私と中田さんとで行っております。利用権を設定する〇〇さんですけれども、お兄さんが亡くなられて、このたび相続されたもので、相続された土地です。利用権を受けられる〇〇さんは、吉和でも苗の育苗もされている大きな農家をされておられる方ですので、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
6番委員	<p>6番の古川です。私から24、25についてご報告いたします。ともに設定を受ける者が同じであるために一括して報告をさせていただきます。3月17日に安井推進委員と事務局2名とで現</p>

地の確認を行いました。初めに24番ですけれども、位置図は5ページになります。現地は、山あいの急傾斜地ですが、基盤整備されてございます。ここは地図に載っています。ですけれども、全て空き家屋という状況でございます。持ち主の〇〇さんですが、これまで広島市内の方に耕作を依頼されておりましたけれども、このたび隣接農地で農業に取り組まれる橋詰さんに依頼されることとなりました。現地の確認のときには、既に野菜の植付けの準備が進んでおりまして、長ナスを中心として各種の野菜を作られるということになっているようです。次に25番ですけれども、位置図は6ページでございます。兼業農家でございます〇〇さんですけれども、高齢になったこともあり、隣が実家で農業に本格的に取り組まれようとしておられます〇〇さんに耕作を依頼されるということです。当面は、ここは水田で稲作を考えられているようです。〇〇さんにつきましては、元〇〇に勤められておりまして、実家が地図にございますが、赤い印のすぐ左のほうでございます。この実家をベースにお住まいの地御前ですけれども、通勤農業を始められまして、3年前から長ナスを中心とした野菜栽培に取り組まれておられます。農地パトロールでも大変問題視されておりましたような前のページの、5ページですけれども、非常に第1種でありながら荒れた農地、ここらを復旧されるような取組をしながら、農地の集積を行っておられます。また、息子さんも今年から一緒に農業を始められるということで、規模拡大にも取組中でございます。この地区の中核的な農家となり得る存在ということになるかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございます。
続いて松井委員さん。

松井推進委員

推進委員の松井です。番号26と27について説明いたします。まず26番ですが、3月16日、会長、神鳥委員、事務局2名とで確認を行いました。地図は7ページになります。下の26の網かけのところですが、あの前の道を右に向かうと、津田小学校のところの土手になりますので、位置的には津田小学校の少し数百メートル離れたところになります。現況でございますが、ここ数年来管理がされておらず、草が繁茂して耕作放棄化しておりました。毎年農地パトロールでも指摘しておる農地でございます。確認の結果でございますが、利用権の設定を受ける者は、隣接農地を既に集積して営農しております。今後、農地を堆肥して再生した後は、露地野菜の栽培が見込まれておりまして、将来的には耕作放棄地の解消の好例になるものと考えております。それから次に番号27ですが、これも3月16日に同じメンバーで現地確認を行いました。地図は8ページです。これは場所は、佐伯署から北に位置しておりまして、〇〇の途中になりますけれども、現況は水稻が作付予定で既に荒起こしが済んで、準備がなさ

れておりました。確認の結果でございますが、利用権の設定後においても従前と同様に水稻を作付するもので特に問題ございません。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
続いて、岩木委員さん。

12番委員

12番の岩木です。28番から30番の現地確認の報告をいたします。地図は9ページでございます。3月17日に事務職員2名の方と堀田推進委員さんと私とで確認をいたしました。利用権の移転をされる人は、〇〇さんともう一人も〇〇さんです。そして〇〇さんの3名で、3町を利用権設定をされるわけです。そして、利用権の設定を受ける方は、〇〇さんといわれ、地図にもございますように、網かけの左側のこの図面で見れば2町のようにすけど、3町ありまして、そこにハウスを6棟設置されております。それで、今現在、軟弱野菜を作っておられて、今出荷されております。そして今後も、同様のハウスを設置され、露地野菜も栽培される予定でございます。何ら問題はないと思っておりますので、ご意見のほどよろしくお願いいたします。それから31番ですが、地図は10ページでございます。これも現調は3月17日で、先ほど申しましたように、確認をいたしました。利用権の移転をされる人は渡さんで、受ける方は〇〇さんでございます。既に耕作をされておりました。そこには、小葱とかブロッコリーが、私たちが現地確認をした際にはもう植えてございました。そして今現在ももう育苗ハウスでいろいろ何か育苗されているようでございます。そして、網かけの左下のところが本来の住居でございますので、隣接地ですので非常に便利がよいと思っておりますので、何ら問題ないと思っておりますので、ご意見のほどよろしくお願いいたします。以上です。

岡村推進委員

推進委員の岡村です。32番についてご説明させていただきます。3月30日、沖村委員と事務局2名、自分とで現地確認を行いました。地図は11ページです。〇〇さんという方が作られるんですけども、赤の網かけの下の部分、以前利用権設定してもらったところで、もう露地野菜を作られておられて、こちらのほうでもそれを作られるということを伺っております。周りには全く影響がないと思っておりますので、引き続いて作っていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続いて、木浦委員。

2番委員

2番、木浦です。33番について説明します。地図は12ページということで、網かけのすぐ上が県道になって、右側が廿日市方面、左側が吉和方面ということで、設定をする者の〇〇さんが

すぐ近くの県道の、地図内で網かけされた場所の、崖のすぐ下、すぐ隣の右側の県道に面している形ですね。それで、権利を設定するほうの〇〇さんは、農業研修を既に受けられて、現場ももう既にもうきれいに耕されていて、ちょうど山あいにある農地なのですが、ぐるりとイノシシの柵等も旧所持者がされておりました。耕作されるのに何ら不都合はないということで、〇〇さんは自営業、恐らくレストランか何かされておられるのではないかと思うのです。そこでの、要するに自分の経営されている店での野菜を、ここで野菜を作って、自分の店を出すということで計画されているということです。また、〇〇さんももう高齢なので、はっきり言って、休耕されてたのではないかと思うのです。ですが、今度、利用権の設定でこれは賃貸になるのですが、耕作をされるということだと思いいいことだと思いますので。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上、件数が多いございましたが、それぞれの委員さんの説明をいただきました。これについて、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。

耕作放棄地の解消・防止と、また、それに伴う新たな地域の野菜等を作れとる取組もあるようで、大変いいことなのでしょう。ご審議をお願いします。何もございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号18番から20番、23番から33番までについて承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号18番から20番、23番から33番について承認することに決定をいたします。

続きまして、同じく議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議案としますが、番号21、22番については、先ほど言いましたが、議席番号1番、中田委員が関係する案件のため、中田委員のご退席をお願いいたします。

＝中田委員 退席＝

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号21番、22番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は2ページに総括表、4ページに内訳、位置図は3ページ、4ページになります。</p> <p>番号21番、22番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>農地の所在地は、吉和字石原新田・花原東、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の5,184平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号21番、22番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がございました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p>
5番委員	<p>21番、22番について説明いたします。21番ですが、地図は3ページとなります。186号線から縦に抜けるほうの端の辺りにある農地でございます。利用権を設定される〇〇さんは、〇〇さんがお亡くなりになり、妻の〇〇さんへの相続権の移転になっております。以前より、〇〇が作っておりますので、何も問題はないと思われまして、22番につきましても、先ほどの23番と同様で、ページは4ページとなります。位置的には、吉和学園があるところと、毎年、最近はコロナで去年もできていないのですけれども、花火が打ち上げられるその中間地点にある土地であります。〇〇さんはお兄さんが亡くなられたため〇〇さんが相続された土地でありまして、以前より〇〇が作付している田んぼなので、何も問題はないと思われまして、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用</p>

集積計画についてのうち、番号 21 番、22 番について承認することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号 21、22 番について承認することに決定をいたします。

中田委員さん、席へお戻りください。

= 中田委員 復席 =

議長

続きまして、議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議案とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は 9 ページに総括表、10 ページ・11 ページに内訳、位置図は 3 ページ、13 ページから 15 ページになります。

番号 48 番、農地の所在地は、吉和字石原中通で、登記地目は田、面積は 5 筆の 7, 573 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なためで、譲受人は農業経営を引き継ぐためで無償の所有権移転です。

次に番号 49 番、農地の所在地は、友田字氏森で、登記地目は田、面積は 2 筆の 1, 341 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難なため、譲受人は自宅近くに農地があり、耕作地を広げるためで無償の所有権移転です。

次に番号 50 番、農地の所在地は、津田字大別府で、登記地目は畑、面積は 1 筆の 386 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難なためで、譲受人は経営規模拡大のための有償の所有権移転です。

次に番号 61 番、農地の所在地は、虫所山字中小路で、登記地目は田及び畑、面積は 7 筆の 4, 259 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難なためで、譲受人は新規に農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。

譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 10 アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

	<p>以上で、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>48番、中田委員さん、49番、小西委員さん、50番、木浦委員さん、61番、黒田委員さんの順にお願いいたします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>1番の中田です。番号48番についてご説明いたします。3月25日に現地調査に行きました。岡委員と事務局とで現地調査に行きました。譲渡人と譲受人は親子の関係で、現在、同居しておられます。ということで、特に問題はございません。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>小西推進委員</p>	<p>推進委員の小西です。49番の農地法3条の申請について説明をいたします。3月16日、河井委員、事務局2名で現地確認をしております。場所は地図の13ページで、近くに友和小学校、広島バラ園等があります。譲渡人の〇〇さんは、遠方に住んでおられ、農地として管理維持ができないため、また、譲受人の〇〇さんは、自宅近く、また近くに農地を持っておられ、耕作地を拡大するための無償の移転です。四季折々の野菜を作付する予定です。トラクター、耕運機などを保有しておられますので、農地として適切に管理されるものと思います。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>2番委員</p>	<p>2番、木浦です。番号50番について現地確認を報告します。</p> <p>これが本当は3月16日に河野会長、神鳥委員のほか、事務局とで現場確認する予定でしたが、私用で当時参加することができなくて、3月18日に事務局1名とで現場確認をしました。地図は、現場の地図は14ページになります。受け人の〇〇さんは、この地域のもともとの出身者であり、既にこれは果樹園としてブドウとか桃とかをもう木もかなり大きくなっているもので、随分以前から耕作されておられたのではないか思うのですね。それで、渡し人の〇〇さんも高齢になられて、このたび有償移転ということで農地法の3条申請が出たのではないかと思います。とにかく、受け人が今までどおり果樹園として耕作されるということなので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>黒田推進委員</p>	<p>推進委員の黒田です。3月17日に神鳥委員と事務局2名と4名で現地確認いたしました。地図は15ページです。この現場は、所山で〇〇というのがありましたが、その手前になります。それで図面を見てもらうといいのですが、赤い網かけがしてありますが、あの中の離れたところは地元の人が耕作されて、その周りも地元の人が耕作しておられる形です。それで、この無償移転です</p>

	<p>が、〇〇さんは〇〇さんの姪に当たる方なのだと思います。それで、この土地は、この地域ではもうこの周りしか今耕作しているところはないわけですが、今網かけをしてあるところのこの土地は、少し荒廃化しかけているような状態です。今から耕作してもらえればこの地域の耕作面積が広がって非常によいことだと思います。よろしくご審議お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまのご説明に対しまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ありませんか。</p> <p>ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は9ページに総括表、12ページに内訳、位置図は16ページになります。</p> <p>番号45番、農地の所在地は、原字矢之崎で、登記地目は宅地、面積は1筆の446.28平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用の理由は、住宅用地として利用するための申請ですが、農地転用手続を行わず住宅の建築を行っていたため、始末書が提出されております。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>推進委員の岡村委員さん。</p>

岡村推進委員	<p>推進委員の岡村です。番号45番について説明させていただきます。地図は16ページです。3月12日、沖村委員と事務局1名と自分とで現地確認に行きました。場所は、国道433号線の原の市民センターがあるのですが、それから南へ約1キロ行った場所で、その南のところの道路の一部の場所です。申請人の〇〇さんは始末書を提出されておりましたが、周りに道路を挟んで、南側に家があるのですが、西側も少しこう山ぐらいになっておまして、周りの農地には全く影響がないような場所だと思います。問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの説明がありました、これについてご意見、ご質問等があればお願をいたします。 ありませんか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は9ページに総括表、13ページ・14ページに内訳、位置図は7ページ、17ページ・18ページになります。 番号54番、農地の所在地は、原字下河末の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の57平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は進入路として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、既に進入路として利用しているため、顛末書が提出されております。 次に番号55番、農地の所在地は、津田字下内山の第2種農地で、登記地目は田、面積は5筆の2,066平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は事務所及び露天資材置場として利用するための申請です。 次に番号57番、農地の所在地は、永原字大久保の第2種農地で、登記地目は田、面積は4筆の1,710平方メートルの申請</p>

	<p>です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は駐車場として利用するための申請です。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>54番、岡村委員さん、55番、木浦委員さん、57番、三田委員さん、お願いします。</p>
岡村推進委員	<p>推進委員の岡村です。54番についてご説明させていただきます。3月12日に沖村委員と事務局1名、自分とで現地確認を行いました。地図は17ページです。県道のすぐ側にある農地の場所ですけれども、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、長い間この場所を進入路を使っておられたらしく、もう随分何年も前から利用されていて、周りの畑と農地には全く問題なく利用されていたようです。今後も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
2番委員	<p>2番、木浦です。番号55番について説明します。地図は7ページになります。</p> <p>現地確認は3月16日の現地確認が、私用で参加できなかったために、3月18日、事務局1名とで現場の確認をしました。場所とすれば、7ページの網かけがしてあるところの、少し見にくいのですが、方位のところが県道になります。右側が廿日市方面、左側が吉和方面ということで、ちょうど方位の東側が津田小学校になるという位置にあります。</p> <p>それで、まず譲渡人の〇〇さんは、高齢で農業後継者がいないということが、理由ということで、受けるのは、佐伯にある建設会社の〇〇です。ここに現場事務所と、型枠とかコンパネとかを露天で置く資材置場ということで申請が出ております。現地は隣接した工場もありますし、人家もあって、農地もあるのですが、そういう被害がないように転用されるということです。渡し人の〇〇さんもその県道のすぐ近くに自宅もありますので、面積も2,000平米くらいあるのですが、それなりに転用されると思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。57と56について説明をいたします。</p> <p>3月16日に河井委員と事務局の4名で現地確認を行っております。56番を見ていただきたいのですが、今年の9月の農業</p>

	<p>委員会で説明をしたんですが、〇〇さんという方が遠方で農地の管理ができないという理由で、〇〇に譲り渡す予定であったのですが、コロナの影響で非常に難しくなりまして、申請の取り消しを行っております。そこへ、新たに永原に工場を持ちますリサイクル業〇〇が駐車場として使用する旨の申出がありました。ということで、4筆をきやまに譲り渡すということになったものです。地図を見ていただきたいのですが、18ページです。県道に面する農地で、駐車場として使用する場合の間口ですが、非常に広く、大型車両の出入りについても可能であると考えます。それと農地、あるいは住宅とも隣接しておりませんので、特に問題はないものと考えております。審議のほうをよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいま地元委員の説明が終わりました。これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いします。</p> <p>今の議案受付番号57番、露天駐車場とって、そこに真砂を入れるだけですか。どういうやり方をされるのですか。打合せのときに心配したのですけれど、分かりますか。</p>
三田推進委員	<p>既にもう更地になっておりまして、そのままもう露天駐車場として利用されるということです。</p>
議長	<p>所有権の移転だけですか。</p>
三田推進委員	<p>そうです、移転だけです。</p>
議長	<p>皆さんからご意見等あればお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の専決処分について報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消</p>

の専決処理について報告いたしますが、少し訂正があります。

15 ページ右側の取消対象申請の許可処分の日、令和2年8月7日となっておりますが、令和2年9月9日の誤りと、その下、処分取消の通知日ですけれど、令和2年9月9日となっておりますを、令和3年3月8日と訂正させていただきます。すみません。

それでは説明をいたします。

議案書は15 ページで、位置図は18 ページになります。

今月の報告は、令和2年9月9日に、許可処分を行ったものについて、令和3年3月8日に処分取消の通知をした1件でございます。

内容につきましては、議案記載のとおりであり、関連議案として先ほど三田委員さんから報告がありました14 ページの議案第16号、番号57番がございます。

取消事由につきましては、新型コロナウイルスの影響で業績悪化により土地の購入が難しくなったことによる取消しでございます。

以上で、報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の専決処理について説明を終わります。

議長

事務局から説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いいたします。

ありませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の専決処理について報告を終わります。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告します。

事務局から説明いたします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告させていただきます。

議案書は16 ページ、位置図は19 ページです。

今月の報告は、令和元年11月20日に受理処分を行ったものについて、令和3年2月12日に処分取消の通知をした1件です。

内容につきましては、議案記載のとおりであり、関連議案として19 ページにあります報告第4号の一番上の番号39番がございます。

このたびの取消事由につきましては、譲受人の住宅及び倉庫を建築する予定がなくなったためです。

以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について説明を終わります。

議長	<p>これにつきまして、皆さんからの質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は17ページ、位置図は20ページ・21ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和3年2月12日から令和3年3月10日までの間に受理した2件です。</p> <p>議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号22番、37番につきましては、農地転用の手続を行わず、住宅用地として利用していたため、それぞれてんまつ書、始末書が提出されております。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告をいたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は18ページから20ページ、位置図は19ページ、2</p>

1 ページから 25 ページになります。

今月の報告は、令和 3 年 2 月 12 日から令和 3 年 3 月 10 日までの間に受理した 8 件です。

議案の朗読は省略させていただきます。

番号 38 番については、関連議案として 20 ページの報告第 4 号、44 番があります。

番号 39 番、42 番、44 番については、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途として利用していたため、始末書及び顛末書が提出されております。

番号 46 番につきましては、過去に転用届が提出されております。

いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。

以上で、報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いします。

ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告を終わります。

以上で、議事を終わります。

続いて、3 のその他について事務局から何かありますか。

事務局

3 点ほどございます。

1 点目ですけれど、お手元にお配りしておりますその他資料①「令和 4 年度市農業・農村施策に対する提案に係る意見の提出について」でございます。

毎年、委員の皆様から農業・農村施策に対する提案をいただいておりますが、今年も令和 3 年 6 月 8 日、第 6 回総会のときまでに取りまとめさせていただきたいと思っております。

スケジュールのとおりで、提出された提案は、7 月・8 月の総会で審議し、提案書として提出いただく予定ですが、皆様からいただいた提案は、今年度も予定しております市町村の意見交換会へも反映させていく予定です。

以上が、提案書についてのご報告です。

次に、総会予定表の変更についてです。

1 枚物でお配りしております修正 3 があるのですが、たびの修正で申し訳ございません。変更したところですが、黄色で囲ってあります 5 月 7 日、来月の総会です。15 時からを

	<p>予定していましたが、歓送迎会が行われなかったため、通常どおりの午前10時からさせていただきたいと思います。来月は10時、市役所の7階で行うと訂正させていただきます。</p> <p>あと8月の総会ですけれど、3日としていましたが、2日に変更させていただきます。</p> <p>再々の変更で申し訳ございません。</p>
議長	<p>事務局からの連絡は以上でございますが、皆さんのほうからご質問はございますか。</p>
議長	<p>以上で、第4回農業委員会総会を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次回、第5回農業委員会総会は5月7日金曜日、廿日市市役所7階会議室で開催する予定にしております。よろしくお願ひします。本日はありがとうございました。</p>

(閉会 午前11時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月7日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（5番委員）

廿日市市農業委員会委員（6番委員）
